

## 「2010年度の国会で成立した法律」を確認する

### ～第174通常国会および第176回臨時国会～

(やまだ塾:2013年1月24日掲載)

・第174回通常国会は、民主党が与党となってからはじめての通常国会であった。普天間飛行場問題の5月内決着、民主党小沢幹事長の政治資金収支報告書虚偽記載問題の追及、鳩山内閣総辞職、菅首相就任、参議院選挙などのごたごた続きで、政府提出法案の成立率は55.6%(提出法案63本中35本が成立)と戦後最低を記録した。

・第176回臨時国会は、民主党代表選挙で、現職の菅直人候補(内閣総理大臣)が小沢一郎候補を下して再選され、内閣改造を行ったことを受けて菅政権下で行われた国会である。政府提出法案の成立率は37.8%と最低記録を更新した。

#### 主な法律とポイント

##### ■「2010年度における子ども手当の支給に関する法律」

(趣旨)

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、2010年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

(概要)

(1)子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども1人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、2010年6月、10月、2011年2月、6月。

(2)子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3)児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4)子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5)児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(6)政府は、子ども手当の2011年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【施行期日】 2010年4月1日

##### ■「改正児童扶養手当法」

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2013 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

**(趣旨)**

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずること。

**(概要)****(1)児童扶養手当の父子家庭への支給**

・現行、支給対象となっていない「子と生計を同じくしている父」について、児童扶養手当の支給対象とする。

**(2)経過措置**

請求の手續等について所要の経過措置を設ける等する。

**【施行期日】 2010年8月1日**

**■「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」**

**(趣旨)**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備を行おうとするものである。

**(概要)**

(1)支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、当該支給決定障害者等の家計の負担能力に応じたものとするを原則とする。

(2)障害者の定義について、発達障害者支援法に規定する発達障害者を含むことを明確化する。

(3)市町村は、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置することができる。

(4)市町村は、地域生活支援事業として、成年後見制度利用支援事業を行うものとする。

(5)障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、障害児の通所による支援の実施主体を市町村とする。

(6)放課後等デイサービスについて、通所者が18歳に達した後においても、20歳に達するまで利用できるよう、特例を設ける。

(7)グループホーム又はケアホームを利用する障害者のうち必要と認める者について、食費又は居住費に対する特定障害者特別給付費を支給する。

(8)移動に著しい困難を有する視覚障害者等の移動支援を「同行援護」として、自立支援給付の対象とする。

(9)都道府県は、精神障害の救急医療を必要とする精神障害者等からの相談に応ずる等、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

(10)政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【施行期日】 2012 年 4 月 1 日

(ただし、(2)及び(10)は公布の日から、(1)(4)(7)(8)(9)は 2012 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日から施行)